特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	固定資産税賦課事務				
②事務の概要	住民基本台帳法、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収並びに地方税に関する調査に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。 【固定資産税賦課事務の概要】 法令等に基づき、固定資産税額を算出し、納税義務者に通知する。 【事務の内容】 ①、財課調査 ・現地調査による土地利用状況の把握及び家屋の評価、償却資産の調査 ②課税計算 ・評価基準に基づく税額の算出 ③課税・納税通知 ・「課税明細書・納税通知書」の作成及び送付 ④証明事務 ⑤送付先等調査				
③システムの名称	 ・固定資産税システム ・eLTAXシステム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー 				
o 柱ウターはセファイルタ					

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税賦課特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項 別表(24の項)

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基立 用特定個人情報の提供に関する命令				
②法令上の根拠	なし [主務省令第2条の表における情報照会 48の項/行政手続における特定の個	主務省令第2条の表における情報提供の根拠及び主務省令] なし 主務省令第2条の表における情報照会の根拠及び主務省令] 48の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8- 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条			

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求				
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340				
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した					
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7	年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及でのでは、3) 基礎項目評価書及でのでは、3) 基礎項目評価書及でのでは、リス	び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネットワークシス ⁻	アムを通じた。	人手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・2	<mark>肖去</mark>
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	(選択肢) 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている ・本人確認の徹底 ・施錠できる書棚での書類の保管 ・適正な文書廃棄(溶解処理)
9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	Programmed Control of the Control
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>
判断の根拠	・システム内において、必要最小限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。 また、アクセスする際にはICカードおよびパスワードによるアクセス制限を実施している。これらの対策を 講じていることから、権限のない者への不正利用に対するリスク対策は「十分である」と考える。

変更箇所

変更田	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報				
平成27年8月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	鳥越知証	税務課長 梅原 学	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)	・番号法第9条第1項 別表第一(16の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠]なし [別表第二における情報照会の根拠] (27の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省个] なし 「別表第二における情報照会の根拠及び主務省へ] なり 「別表第二における情報照会の根拠及び主務省へ) 本の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 梅原 学	税務課長 沖田 澄夫	事後	
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令]なし[別表第二における情報照会の根拠及び主務27の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令]なし[別表第二における情報照会の根拠及び主務1327の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事前	
令和5年8月31日	Ⅱ しきい価判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	Ⅱ しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(16の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表(24の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令]なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 27の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令[主務省令第2条の表における情報提供の根拠及び主務省令]なし[主務省令第2条の表における情報照会の根拠及び主務省令]48の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条	事後	
	Ⅱ しきい価判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	II しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい価判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和7年9月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加